

奈良県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、北倭土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十六年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 尾山 一郎

生駒市高山町四一二三

谷 清明

三六八一

中岡 正勝

二六九二

中田 忠彦

一二七二三

山本 利昭

一〇五一四

松尾 進

八六八八

鈴木 與

八二四二

細谷 豊

鹿畑町一四一五一一

浦嶋 真男

上町一一六三

中畑 信男

北田原町二一三四

影林 則昭

高山町六三二六

山岡 正美

鹿畑町一七九二

山澤 利嗣

上町二四七七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 尾山 一郎

生駒市高山町四一二三

小北 利裕

九七四

尾山 高生

四一二一

上武 久憲

五五三九

古川 佳昌

一一七七

鈴木 興

八六八八

松尾 進

八二四二

福本 達廣

鹿畑町二四五三

上町一一六三

〃 〃 監事

山澤 山岡 影林 中畑

利嗣 正美 則昭 信男

〃 〃 〃 〃

北田原町二二三四
高山町六三三六
鹿畠町一七九二
上町二四七七